

特集

裁判員制度が平成21年5月からはじまります

裁判員制度とはどのような制度でしょうか？

国民のみなさんから選ばれた裁判員が刑事事件の裁判に参加する「裁判員制度」が平成21年5月からはじまります。

裁判員制度とは、衆議院議員の選挙権を持つ方（有権者）の中から選ばれた6人の裁判員に、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのかを決めてもらう制度です。



しかし、実際にはわからないこともたくさんあります。そんな疑問を少しでも解消するため、わかりやすくQ&Aで制度の概要をご紹介します。

Q 裁判員ってどんな仕事をするのですか？

A 裁判員は主に、次のような仕事をします。

【公判に立ち会う】

裁判官と一緒に刑事裁判の法廷（公判）に立ち会い、法廷で証人や被告人の話の聞いたり、証拠として提出された物や書類を調べます。

【評議・評決を行う】

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論（評議）、決定（評決）します。

【判決宣告に立ち会う】

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

Q どのような事件の裁判に参加するのですか？

A 裁判員裁判は、地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、

人を殺した場合（殺人）

強盗が人にけがをさせ、あるいは、

死亡させた場合（強盗致死傷）

人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）

ひどく酒に酔った状態で自動車運転して人をひき、死亡させた場合

（危険運転致死）

人が住んでいる家に放火した場合

（現住建造物等放火）

身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）

子供に食事を与えず、放置して死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

など、一定の重大な犯罪について行われます。

旭川地方裁判所管内では、裁判員裁判の対象事件が平成18年度に15件、平成19年度に17件ありました。

Q 裁判員はどのように選ばれるのですか？

A 次のとおりです。

裁判員候補者名簿の作成
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人をくじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を郵便でお知らせします。

このお知らせは、毎年12月ごろまでに、選ばれた人に発送される予定です。事件ごとに、くじで裁判員候補者が選ばれます。

裁判員裁判の対象となる事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選び、裁判所にお越し





ただく日時、裁判に必要な日数等をお知らせします。その際、質問票をお送りして、辞退事由の有無を確認する予定です。

このお知らせは、裁判所にお越しただく6週間前までに郵便でお知らせします。

Q 裁判員を辞退することはできないのですか？

A 裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加していただく制度なので、原則として辞退できません。しかし、参加されるみなさんの負担が過重なものとならないよう、法律で次のような辞退事由を定めており、裁判所からその事情を認められれば辞退することができます。

70歳以上の人
地方公共団体の議会の議員（会期中の方に限る）
学生・生徒

5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人

重い疾病や障害、親族等の介護や養育など、一定のやむを得ない理由があるため裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人についても、事情によって辞退が認められることがあります。

Q 裁判員として会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？

A 裁判員の仕事をすることは、「公の職務」ですから、そのために必要な休みをとることは労働基準法で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇などの不利益な扱いをすることは、裁判員法で禁止されています。企業のみなさんには、従業員が裁判員となることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など、裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。

Q 交通費や宿泊費、日当などは支給されるのですか？

A 裁判員には、日当（上限1万円）が支給されます。裁判員候補者として裁判所にお越しただいた方にも日当



（上限8千円）が支給されます。また、裁判所にお越しただいたための交通費や裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合は宿泊費が支払われます。

Q トラブルに巻き込まれたりしませんが？

A 法律で裁判員の名前・住所などの情報を公表してはならないと定められています。また、事件に関して、面会手紙、メール、電話などすべての方法によって裁判員に接触することも禁止されています。裁判員に頼み事したり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられます。裁判員やその親族に危害が加えられるおそれが高く、裁判員の参加が非常に難しいような事件については、裁判員が加わらず、裁判官だけで裁判をする場合があります。

Q 裁判で見聞きしたことは、人に話してもよいのですか？

A 公開の法廷で見聞きしたことであれば、基本的に話しても大丈夫です。しかし、評議の秘密や裁判員の職務上知り得た秘密をもらしてはいけない義務（守秘義務）があります。守秘義務は、裁判員として裁判に参加している期間だけでなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなければならず、この義務に違反した場合は刑罰が科せられます。守秘義務が設けられたのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言うようにするためです。

裁判員制度に関するお問い合わせ先
旭川地方裁判所事務局
電話 0166・51・6255

